

東日本大震災への対応を踏まえた
健康危機管理のあり方に関する論点
(案)

<検討の前提(案)>

○東日本大震災では、未曾有の人的・物的被害とともに、沿岸部を中心に市町村等の行政機能にも著しい被害が生じた。*

*災害対策基本法に基づき、初めて「緊急災害対策本部」が設置されている。

○近年の地方分権の潮流に沿って、多くの地域保健業務が市町村に移管されている。今回の震災において、被災地での保健活動等の支援に当たった者などからは、以下の重要性が指摘されている。

- ・震災発生 of 早期段階からの迅速な対応
- ・被災地における保健に関わる人材等の調整機能の確保
- ・被災者の健康に関わる情報の効果的把握および活用 など

<広域かつ重大な健康危機事案発生時*の地域保健体制のあり方(案)>

*災害対策基本法に基づく「緊急災害対策本部」が設置される規模の事案を想定

○発災後、速やかに保健ニーズを把握する枠組み

- ・東日本大震災では、一義的に住民の健康管理を担う市町村が著しい被害を受け、避難所等の状況（入所者の健康リスク、有病者の人数、支援者数等）を把握し、必要な支援者数の算出や支援者の効果的配置を行うことが困難であった。
- ・危機発生後、速やかに、保健に関する被害実態を把握し、計画的に支援を行う枠組みが必要ではないか。

○急性期以後、被災地で地域保健に関する調整機能を確保する枠組み

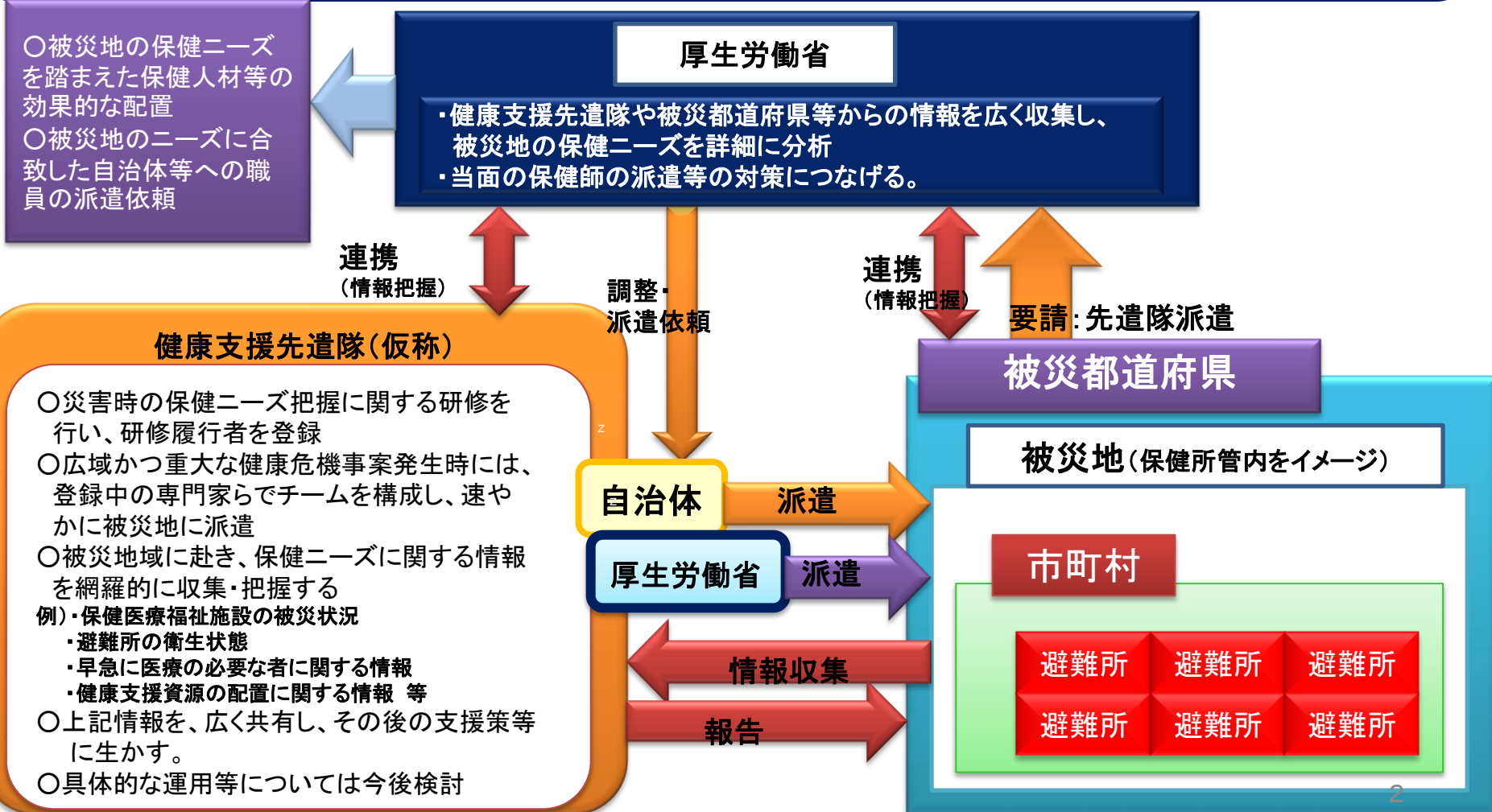
- ・支援者等からは、被災地において人材配置等に関する調整機能の確保の重要性が指摘されている。
- ・急性期以後、被災地での保健活動の調整機能について、市町村の主体性を確保しつつも、概ね保健所圏域ごとに災害時の保健調整役(コーディネーター)を配置し、調整に係る体制を構築する必要があるのではないか。

○被災地での活動を効果的に行うための方策

- ・保健資源を有効活用するため、避難所毎のニーズや資源供給状況等の情報を迅速に把握・共有・活用するための枠組みを確保するとともに、保健活動に従事する者や調整に当たる者が活できるようにすることが必要ではないか。
- ・被災地における保健活動を効果的に行うため、被災地保健活動に関する一定の方法論を事前に広く共有できるようにするなど研修等が広く提供されることが必要ではないか。(「人材育成」において検討)

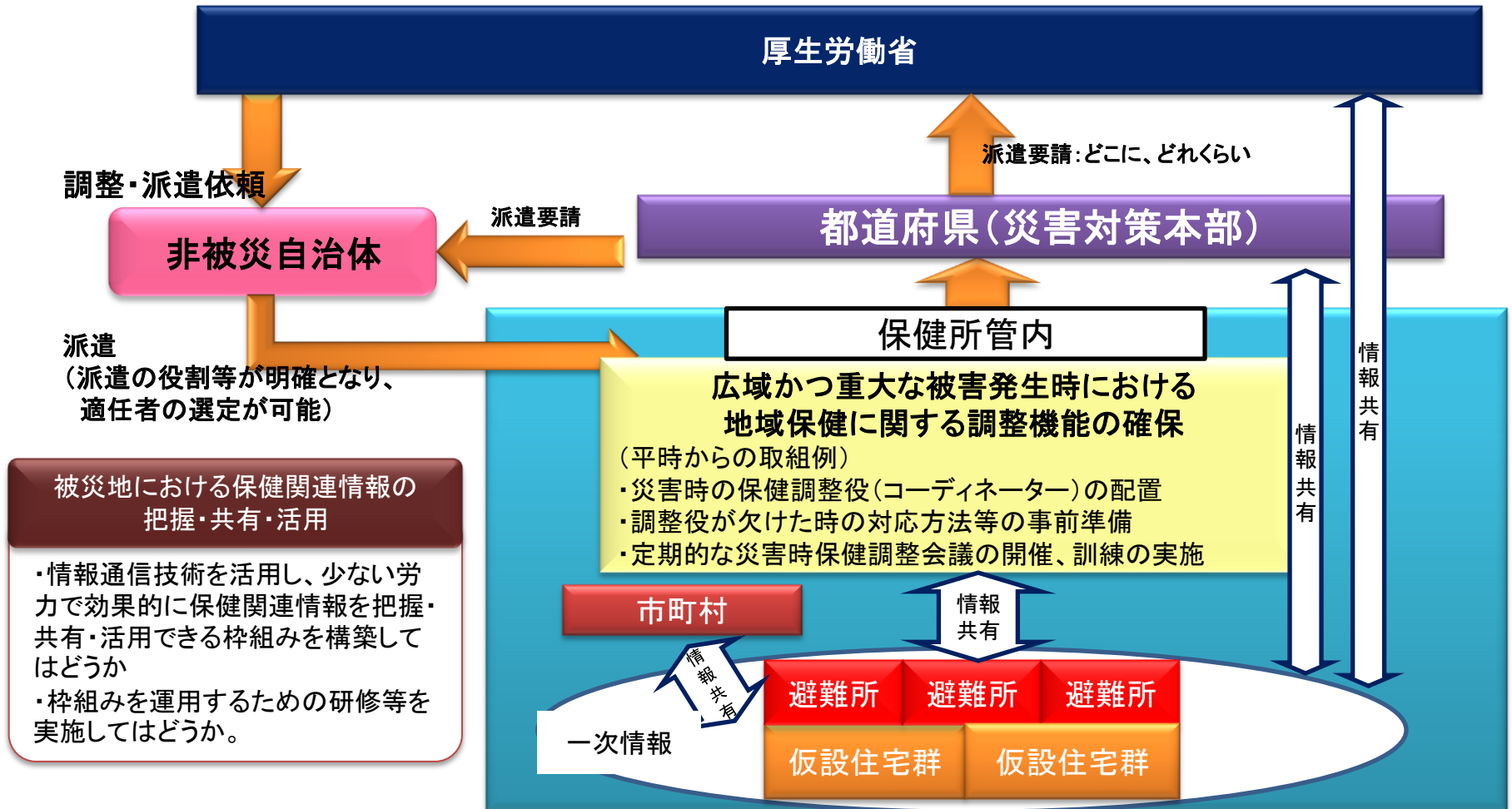
発災後、速やかに保健ニーズを把握する枠組み案(たたき台)

- 広域かつ重大な健康危機事案が発生した場合に、地域保健に係る限られた支援資源(人的および物的)を効果的に、地域に配置するためには、被害全体を俯瞰した状況把握が重要。
- 一方で、被災自治体および周辺自治体は、各自治体における対応等に追われ、そのような状況把握は困難であると考えられる。
- 危機事案発生後、できるだけ早く効果的な支援資源の配置を可能とするため、都道府県等と連携し、被災地に地域保健に関する専門家(健康支援先遣隊(仮称))を派遣し、保健ニーズを把握する枠組みを構築してはどうか。



地域保健に関する調整機能確保および情報の共有・活用の枠組み案(たたき台)

- 東日本大震災での対応を通じて、以下が指摘されている。
 - ・被災地のニーズ・支援状況等に関する情報の共有・活用の重要性
 - ・被災地での地域保健従事者等の調整機能の確保の重要性
- 被災地における中長期の地域保健体制として、以下の対応策を検討してはどうか。
 - ①被災地のニーズ情報等を広く収集し、共有・活用できる仕組みの導入
 - ②被災地での保健活動に関するコーディネーター配置およびコーディネータを中心とした体制の構築



(参考)災害対策基本法 (一部抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

災害対策基本法施行令

第一条 (政令で定める原因) 災害対策基本法(以下「法」という。)第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

(非常災害対策本部設置)

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

(緊急災害対策本部設置)

法第28条の2により内閣総理大臣が「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき」に閣議決定により内閣府に臨時に設置する機関。本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣。当該災害に対して既に非常災害対策本部が設置されている場合は非常災害対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその事務を継承する。

災害緊急事態の布告(法第105条)を発したときは、法第28条の2により緊急災害対策本部を設置することとされている(法第107条)。

<近年の非常災害対策本部設置事案>

平成3年 雲仙普賢岳噴火災害
平成5年 北海道南西沖地震
平成5年8月 8.1・8.6水害
平成7年 阪神・淡路大震災
平成9年 東京湾原油流出事故
平成12年 平成有珠山噴火災害
平成12年 平成三宅島噴火災害
平成16年 台風23号(2004年)
平成16年 新潟県中越地震
平成23年 台風12号(2011年)

<緊急災害対策本部設置事案>

平成23年 東日本大震災